

令和8年度福岡県中小企業成長投資・賃上げ応援補助金

申請方法

補助金(※)
交付決定

申請書類
提出

審査

承認通知
(書面)

※宿泊事業者生産性向上支援補助金

提出物: 交付申請書、事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げる旨の計画書及び当該計画書の根拠資料(賃金台帳の写し)

申請期間

令和8年7月8日(水)～令和9年1月15日(金)まで

ただし、補助事業の終了後に申請をすることはできません。

電子メール又は郵送により、下記「お問い合わせ先」までご提出ください。

補助要件

- 宿泊事業者生産性向上支援補助金の交付決定を受けた者
- 補助事業終了までに事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げること

補助金額

宿泊事業者生産性向上支援補助金の補助対象経費に対して、補助率を2/3又は3/4に置き換えて算出した額から、交付決定を受けた宿泊事業者生産性向上支援補助金の補助額を除いた額(千円未満は切り捨てとする)

事業場内最低賃金引上げ額		30円以上60円未満 の賃上げ (補助率2/3)	60円以上の 賃上げ (補助率3/4)
補助上限額	一般枠	1,000千円	1,500千円
	ユニバーサルツーリズム対応枠	1,666千円	2,500千円

お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課 観光産業係

住所 : 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

電話 : 092-643-3456

メール : ukeirekankyou@pref.fukuoka.lg.jp

受付時間 : 9時00分～17時00分